2019年
5月1日
vol. 72

役立つ情報と笑顔をお届け

発行元
札幌リブレ行政書士法務事務所

—リブレのゆかいな仲間たちがお送りする—

3分で読める！ リブレ速報 focus

【いつもあなたのコンシェルジュ】
011-213-0978
info@sapporo-libre.com

お役立ち法律トリビア
働き方改革関連法

フレックスタイム制の見直し

2019年4月から順次始まっている働き方改革法案ですが、その中から今回は
フレックスタイム制についてお伝えしようと思います。

フレックスタイム制とは？

「精算期間」の時間の中で労働者が始業・終業時刻を自由に選べる制度のことをフレックスタイム制といいます

（例）1日8時間、1ヶ月20日が所定労働時間の場合
1ヶ月の総労働時間 → 160時間

1ヶ月でこの時間になるように労働時間を調整して働くことができる！

今までの制度では、最大1ヶ月までしか精算期間を設定できなかったので、月をまたいで調整ができないのが不便だった!!

そこで今回の改正では精算期限の**上限が3ヶ月**になりました！

4月に多めに働いて、6月は少なめにする、など繁忙期と閑散期で労働者がメリハリをつけて働くことができるように！

導入には手続きが必要！

就業規則で始業・終業時刻を労働者に任せる旨を定めて、
労使協定で対象労働者の範囲や精算期間などを定める必要があります

届出をする必要はないよ

残業はどうなるの？

【今まで】 精算期間での法定労働時間の総枠を超えた時間が時間外労働となっていました

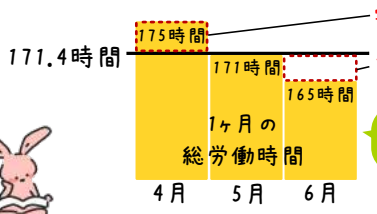

1ヶ月ごとの労働時間で精算

memo
法定労働時間の総枠とは
（例）歴日数が30日なら、 40時間×(30日÷7)=171.4時間
歴日数が31日なら、 40時間×(31日÷7)=177.1時間

全体の時間で計算するから、1日・1週間単位で残業代が発生することはなかったよ

【今回の改正】1ヶ月ごとの週間平均時間と精算期間の総労働時間で残業代を計算するようになりました！

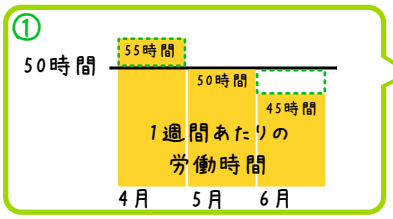

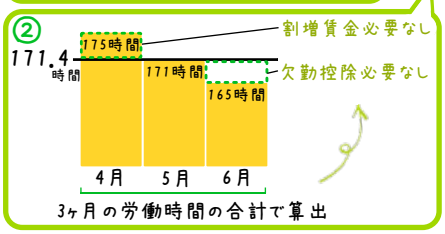

★残業代計算の流れ★

① 1ヶ月毎に区分した各期間の実労働時間のうち各期間を平均し1週間あたり50時間を超えた時間を精算

左の図①だと、4月が1ヶ月平均55時間なので、4月に5時間分が法定時間外労働を算定

② 精算期間の総労働時間のうち、法定労働時間の総枠を超えた時間を精算 （ただし、①の時間外労働時間を除く）

（例）3ヶ月の総労働時間660時間で4月に5時間分の残業代を支払っている場合
1.まずは【3ヶ月の歴日数】を計算！ （4月）30日、（5月）31日、（6月）30日→91日
2.歴日数が出たら【法定労働時間の総枠】を計算！50時間×(91÷7)=650時間
3.2つの情報が揃ったら、いよいよ残業時間を計算！

660時間（総労働時間） − 650時間（法定労働時間の総枠） = 10時間（3ヶ月の残業時間） − 5時間（4月に支払った残業） = 5時間（法定時間外労働）

担当信田です

フリーコーナー

桜前線北上中！

～私的桜がキレイな場所３選！～

小松です

春といえば桜！北海道には ４ 月下旬からゴールデンウィークにかけてやってくるようです。
そこで、他にもたくさん名所があるとは思いますが、今回は私的桜がキレイな場所を３つご紹介します！

１．星置天の川桜並木 ～札幌市手稲区星置1条3丁目付近～

JR星置駅から歩いて5分ほどの場所を流れる濁川（通称：天の川）を両サイドから覆うように咲き誇る桜です。実は自宅の近くなので毎年散歩がてら行っているスポット。こじんまりとしていますが、時期になると結構人が訪れる隠れ桜キレイな場所でしょうか？ちなみに川には柵もあって小さいお子さんも楽しめるでしょう✿

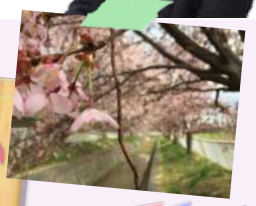

２．浦河西舎優駿さくらロード

～浦河郡浦河町西舎141-11～

同じ日高管内の二十間道路の桜並木もキレイですが、個人的にはこちらが好き。印象的なのは道路の両サイドに植えられた桜が、満開時には道路に覆いかぶさるように咲き、まるで桜のトンネルを潜り抜けているような感覚になります。馬産地日高の風景とマッチしている点も絶妙ですね～

３．根室市清隆寺 ～根室市松本町2-2～

北海道の東に位置する根室市。JR根室駅から徒歩 15分程度の場所にある清隆寺には、地を這うように咲く姿が目を引くチシマザクラがあります。明治のはじめに檀家さんが国後島から持ち帰り、寺に寄贈したとか。チシマザクラの他にヤマザクラも植えられており、美しさ満点の桜前線終着点です。遠出をしてでも見たいスポットですね。

長い冬が終わり、北海道も春らしい陽気が増えてきました。春は進級や進学、就職等々‥新しい出会いや別れの季節と言われますが、今年に関しては平成から令和へと元号も変わり、文字通り新しい時代に入っていくことになります。

時代の変わり目のこの春、娘が小学校に入学しました。新しいことの連続の日々、真新しいランドセルを背負い、疲れることを知らず毎日がワクワクドキドキの連続のようで、見てるこちらが元気をもらう今日この頃です。

ついに令和になりました！これからは令和という文字を頻繁に見ることになるのだろうと思うとなんだか平成が終わってしまったことが実感されて寂しいような、新しい元号になってワクワクするような✿
新しいことといえば、4月からジムに通うようになり、最初はちゃんと通えるか不安でしたが、なんだかんだで楽しんで通っています。3ヶ月後には少しでも引き締まっていたいなーと思うのでもう少し頑張っていこうと思っています！

【事務所データ】
札幌リブレ行政書士法務事務所　（代表・行政書士　安田大祐）
住所：〒060-0032　北海道札幌市中央区北２条東３丁目２番２号マルタビル札幌9Ｆ
電話：011-213-0978　／メール：info@sapporo-libre.com　／HP：http://www.sapporo-libre.com
札幌リブレ　検索

【取扱業務】

①介護・福祉事業所の経営サポート！(就労継続支援A型/B型、児童発達支援・放課後等デイサービス、訪問介護、通所介護など)
　□開業支援（法人設立・行政への指定申請・融資支援・助成金）
　□開業後の顧問サービス（相談顧問/指定基準メンテナンス/レセプト請求代行/労務顧問・給与計算）
②起業支援/企業支援（法人設立・許認可申請・融資支援・補助金・助成金）